

## 小学校の教育課程における「書写」採用の背景

—毛筆書字教育における科目名称の変遷を辿って—

### The Background of Japanese Writing Education Named“Syosya” in the Curriculum of Elementary Schools

—on the History of the Subject Name on Japanese Writing Education with Brush—

鈴木貴史（帝京科学大学）

Takashi SUZUKI (Teikyo University of Science)

要約：本研究は、小学校の教育課程における文字を手書きすることの教育（以下「書字教育」）について、国語科の一領域の名称として「書写」が採用された背景を探ることを目的とする。わが国における書字教育に関する教育課程上の科目名称の変遷を辿り、おもに戦前における「習字」、「書キ方」の教育内容の分析を通して、戦後の科目名称として「書写」が選択された背景を探った。その結果、毛筆芸術主義による「書き方(書キ方)」批判について、戦前の「書キ方」が欧米の“writing”の訳語であり、その教育理念が毛筆書字教育を衰退させたという主張は妥当とはいえないことを確認した。また、戦前の「書キ方」の学習内容は一貫して毛筆書字教育であったのに対して、戦後の「書きかた」は、硬筆書字教育を意味するようになり、毛筆「習字」と区別されるようになったことを確認した。こうして、毛筆・硬筆を含めた新科目名称として「習字」、「書キ方」が相応しくないと判断された可能性があることを示唆した。その一方で、「書写」は教科名としては馴染みのない語句であったが、一般的に書字行為を指す語句として明治期から多用されており、毛筆と硬筆、書字教育の芸術性と実用性を幅広く含めて捉える用語として機能していたことを確認した。

#### I. はじめに

本研究は、小学校の教育課程における文字を手書きすることの教育（以下「書字教育」<sup>1)</sup>）について、国語科の一領域の名称として「書写」が採用された背景を探ることを目的としている。

戦後、小学校の教育課程における毛筆書字教育は、1947（昭和22）年の「学習指導要領（試案）」によって近代学校制度成立以後はじめて必修科目ではなくなり、選択的に自由研究のなかで行われることになった。その後、1951（昭和26）年の「学習指導要領一般編（試案）」において、毛筆書字教育は部分的に地位をわずかに回復し、学校選択とされた。さらに、1958（昭和33）年の「小学校学習指導要領」から硬筆「書き方」と毛筆「習字」が組み合されて新たな国語科の一領域として「書写」が誕生したのである。

杉山（2014）は、この国語科「書写」は、成立時より課題を抱えており、「この呼称の変更は、実際に授業を担当する者のコンセンサスを得られたものではなかった」とし、戦前の芸能科「習字」における国定教科書の揮毫者であった井上桂園が

「書写」の呼称に異論を唱えていたことを紹介している。また、「書写」という呼称について、「成立から50年以上経た現在でも一般的に定着していないという実情がある」と評している。

全国大学書写書道教育学会（1990, p.7）では、「書写」とは、「元来、書き写すという意味で、文書や図書などを書き写すこと」であるとしており、国語科教育においては、「文字を正しく整えて効率よく書くという分野を指す」とされている。その「書写」を採用したことについて、久米（2004, pp.4-5）では、「あえてなじみのない「書写」の呼称を登場させたのは「習字」につきまとう「手習い主義・精神主義からの脱却をはかるためであった」と説明している。しかし、ここでは「習字」、「書キ方」が名称として不適切である具体的な理由および「書写」が採用された理由については述べていない。

先行研究では、戦後の書字教育について、おもに教育政策に関する資料の分析によって、「書写」の成立過程について検討されてきた（藤田, 2000・2001a・2001b, 信廣, 2011, 杉山, 2014）。しか

し、その視点はおもに毛筆を重視する立場からの毛筆書字教育の復興に関する主張についての分析が中心であった<sup>2)</sup>。そのため、独立教科であった「学制」期以来の「習字」や、明治後期から昭和初期までの国語科「書キ方」、さらに「書道」や「書写」について、科目名称に着目した詳細な分析がなされておらず、とりわけ、「書キ方」は、毛筆書字教育を衰退させたとして、毛筆芸術主義の立場からの批判にさらされてきた。

そこで本研究では、戦前における「習字」、「書キ方」の教育内容を通してその科目名称によって指し示す概念を規定し、戦後の科目名称として「書写」が選択された背景について教育内容を通じた分析を試みる。こうして、書字教育に関する科目名称のなかから、国語科における一領域として「書写」が採用された背景を探ってみたい。

## II. 近代学校制度における「習字」の登場

「学制」期以来の書字教育の科目名称に関する歴史を辿れば、以下の表1ようになる。

表1 小学校における書字教育の科目名称の変遷

年	関係法令	科目名称
1 1872 (明治5)	学制	「習字」
2 1900 (明治33)	小学校令施行規則	国語科「書キ方」
3 1941 (昭和16)	国民学校令	芸能科「習字」(毛筆)・国民科「国語」(硬筆)
4 1947 (昭和22)	学習指導要領(試案)	国語科「書きかた(硬筆)」 ※毛筆は「自由研究」における選択
5 1951 (昭和26)	学習指導要領(試案)	国語科「(硬筆)書き方・(毛筆)習字」 ※毛筆は4年以上の学校選択
6 1958 (昭和33)	小学校学習指導要領	国語科「書写」 ※毛筆は4年以上の学校選択

近代学校成立以後、毛筆による字形運筆の習得を目的とする科目は「習字」であった。その「習字」の検討に入る前に、近世の状況について確認する。石橋(1958, p.11)では、「そもそも書道なる語は、近世わが国において使いだした語で、古くは手習い、お習字などどいっていた」と解説しているように、近代以前は「手習い」が一般的であった。一例として、貝原(1961, pp.254-263)の「巻之四」は「手習法」であり、「小兒、初て手習

するには、先一二三四五六七八九十百千万億(以下略)や、「手習の後は、物をかくに硯池の水をそめず、新水を墨する所に入て、墨をすり、時にのぞみてそむべし」などとある。

こうした近世における手習い教育の内容は、語彙学習や道徳教育も含めた総合的な学習であったが、1872(明治5)年の「小学教師教導場建立伺」を経て、欧米における語学学習のための科目、“Spelling”, “Penmanship”, “Reading”, “Composition”, “Grammar”など欧米における語学学習の分類がそのまま「学制」の言語教科に踏襲されたとされている(望月, 2007)。つまり、科目名称としての「習字」は、“Penmanship”や“Writing”に該当するものであった可能性が考えられる。

「習字」の科目名称について検討するにあたり、まず「学制」期における筆記具の相違についても確認しておきたい。「学制」における入門科目の一つである「綴字」の補足説明には、「読並盤上習字」とあり、すでに石筆石盤を使用した硬筆書字教育が導入されている。つまり、構想上は、毛筆の使用による字形を主とした「習字」(Writing)と、石筆の使用による読み方学習を含めた「綴字」(Spelling)という書字教育の分化が生じていた。このように、欧米の教育課程のモデルとした「習字」を除いた言語教科では、毛筆による技能は重視されず、硬筆(石筆)を中心として効率的に学習することが提唱され始めていたのである。

また、「習字」の教授法では、明治20年代になると、「毛筆ヲ執ルノ前習トシテ鉛筆ヲ用ヒシベシ」のように、鉛筆使用に関する記述も確認できる(秋岡, 1891, p.12)。このように入門期においては硬筆の授業も行われたものの、当時はまだ毛筆が実用性を有しており、「習字」では欧米の“Penmanship”をそのまま導入することは不可能であった。「習字」は、毛筆を用いた字形運筆を中核とする実用的な書字教育の呼称として使用されていたのである。

すでに鈴木(2015)で触れたように、この「学制」期の教科書教材として、「スペンセリアン習字本」という翻訳教科書が紹介されている。これは望月が指摘しているように、“Spencerian Penmanship”を翻訳したものであると推測できる。このように考えれば、まず「習字」の語句は“penmanship”の訳語として捉えられていたと考えることが可能である。

さらに、翻訳された教授法書からも「習字」の

名称を確認しておきたい。たとえば、オランダ人ファン・カステールによって翻訳されたD. ページ (1876, pp.19-20) の「教師ノ担当ノ事 学問ノ順序」において、下記のような記載がある。

習字ハ先ツ石筆ヲ以テ石盤上ニ習ハシム是他ノ課業ヲナスニ於キテ最モ緊要ナル芸術トス然レトモ十歳以上其筋骨ノ力能ク金筆 (ペン) ヲ執リ運揮スルニ足ルヲ得ハ之ヲ用キテ演習セシメテ可ナリ<sup>3)</sup>

この『彼日氏教授論』は当時、広く読まれた教授法書であった (稲富, 1944, p.239)。そして、この文に対応する原文は下記の通りである (Page, 1885, p.41)。

Writing may be early commenced with the pencil upon the slate, because it is a very useful exercise to the child in prosecuting many of his other studies. But writing with a pen may well be deferred till the child is ten years of age, when the muscles shall have acquired sufficient strength to grasp and guide it.

ここで確認できることは、「習字」が“writing”の訳語として使用されていることである。

また、C. ノルゼント (1878, pp.311-312) では「第13書 書法」に下記のような記述がある。

惟フニ足下ノ生徒ノ志皆習字学ヲ修ムルニ厚カラシムルニシテ之カ父母タル者ノ希望スル所ニ至テハ頗ル正理ト相反セル者アラン乃チ其意見大ニ迷惑セルアリテ以為ラク習字学上完成ノ法ハ每一時間教師十二課程ヲ以テ生徒ニ授ケ得ヘキ者タリト謂フ足下或ハ之ト意見ヲ同ウシ之ニ倣フコト勿ク注意用心シテ自ラ欺クノ人為ラサルコトヲ務メヨ

同様に、これの原文である Northend (1874, p.170) 「Letter13 Penmanship」では、以下のような記述である。

Your pupils will all be anxious to write, and those foolish parent who have been duped into the belief that a finished style of writing may be given in “twelve lessons of one hour each,”

will be rather unreasonable in their demands; but you have too much sense to feel any sympathy with such notions, and, of course, will neit her attempt nor prevent to be one of the imposters.

このように、わが国で毛筆が主流であった「学制」期においても、「習字」は硬筆を使用する欧米の“Penmanship”や“Writing”に対応する訳語として当てられてきたのである。鈴木 (2013) でも触れたように、毛筆を使用しない欧米の教育制度に倣った教育課程において、「習字」は早い段階から言語教科の域外におかれ、技能教科の一つとして教育課程内における相対的地位が低下していた。しかし、ここで確認できることは、「習字」という科目名称は、わが国伝統の毛筆だけではなく石筆、鉛筆など硬筆も含めた書字教育の総称として捉えられていたことである。

### Ⅲ. 戦前における国語科「書キ方」に対する批判

松本 (1988) によれば、「書キ方」の語句が登場するのは、1891 (明治24) 年の「小学校教則大綱」であり、この時の「書キ方」の示す内容は、「文字をどう書くかという方法のことであって「読書及作文」に出ている「書キ方」も「習字」で出ている「書キ方」も同義である」と解説している。

その後、1900 (明治33) 年の「小学校令施行規則」により、「習字」は「読書」、「作文」と統合されて国語科が成立した。国語科は、「読ミ方」、「書キ方」、「綴り方」からなり、書くことに関する教育は、「綴り方」が作文教育を担うのに対して、「書キ方」はおもに毛筆による字形運筆を担うことになった。

「書キ方」期において、東京高等師範学校 (以下、「東京高師」) 教授であった小泉・乙竹 (1907, p.77) は、「毛筆を用ひて書き方の技能を練習せしむるものを習字という」と述べており、国語科「書キ方」は、毛筆による技能教育と認識されていた。1904 (明治37) 年になると、国定第一期教科書『尋常小学書キ方手本』が登場し、尋常一年から四年まで各学年上下2冊ずつ全7冊発行された。尋常一年だけが後期から使用するため1冊のみとなっている理由について、「編纂趣意書」によれば、「従来一般ニ第一学年前半期ヨリ既ニ手本ヲ使用セシメテ書方ヲ練習セルコトノ早キニ失スルヲ認メ」、「第

一学年後半期ヨリ使用セシメンコトヲ期シ」たとされ、尋常一年前半は硬筆によって練習することとされている(文部省, 1904, p.73)。これ以後も、国語科「書キ方」期における第一期から第四期までの国定教科書において、硬筆用の教材は存在せず、すべてが毛筆教材であった。ここから判断できるように、この時期の「書キ方」では、あくまでも毛筆の学習が想定されていたのであり、入学当初の尋常一年の前期のみ鉛筆で字形の学習するものされていた。この点は、「学制」期以来、導入期においては、石筆を使用するとされていたのと同様であり、国語科「書キ方」に特筆できることではない。

大正期になると小学校教育にも鉛筆が普及し、東京高師附属小訓導であった水戸部(1913)<sup>4)</sup>のように硬筆「書キ方」の導入を主張する者があらわれる。しかし、ここで押さえておくべき点は、前述のとおり、戦前の国語科「書キ方」では、一部石筆や鉛筆を用いた硬筆を含んでいたものその教育内容は「学制」期より変わらず毛筆書字教育であった点である。

しかし、昭和初期になると当時の代表的な書字教育論である石橋(1938)では、欧米の“writing”と国語科「書キ方」を同義に扱い、これを批判的に捉えている。石橋は、毛筆書字教育を国語科から離脱させて、より芸術性を強めた書字教育の必要性を主張したのである。昭和初期にこうした毛筆書字教育の芸術性を主張して国語科「書キ方」を批判的に捉える動きが目立ってきた背景には、この時期における硬筆の普及により、毛筆の実用性が著しく低下した時期であったことが挙げられる(鈴木, 2016a, p.101)。

その後、1941(昭和16)年の「国民学校令」によって芸能科「習字」における毛筆書字教育と国民科「国語」における硬筆書字教育に分離する。ここで、科目名としての「習字」が復活し、石橋らの念願が叶い毛筆書字教育が再び独立科目とされた。このような硬筆と毛筆が分離した二つの書字教育の系統が、戦後「書写」の成立まで続くのである。

戦後においても、国語科「書キ方」は依然として毛筆芸術主義からの批判の対象であり、奥山(1953, p.200)は、1900(明治33)年の国語科「書キ方」成立時の状況について、「欧米教育の直訳的模倣により、従来の伝統を有する習字が、ペン書法と同一視せられ、「ライティング」の訳語たる「書

方」の名称を以て国語科の中に入れられてしまった」と批判的に捉えている。奥山による「ライティングの訳語たる書方」のように、芸術性を欠いた「書キ方」が欧米の“writing”の訳語であり、毛筆書字教育を衰退させたという批判は現代まで継承されている(信廣, 2006, p.24)。

前節で確認したように、「書キ方」に限らず、「習字」などの科目名称は、近代学校制度の枠組みそのものが欧米に倣ったものであるため、科目としての「習字」、「書キ方」は近世における総合的な毛筆書字教育とは大きく異なる概念であった。

このように毛筆芸術主義の立場では、国語科「書キ方」が、芸術教育としての毛筆書字教育衰退の原因となったとされている。しかし、これまで確認してきたように、国語科の一領域とされた「書キ方」が“writing”の訳語であるという批判や、実用主義的な硬筆重視であったという批判など、「書キ方」が毛筆衰退の要因となったという評価は妥当とはいえない。こうした誤解が生じた背景として、国語科「書キ方」期に生じた硬筆の普及による毛筆の実用性の低下という社会的な変化が挙げられる。こうした社会的変化の影響により、国語科「書キ方」の教育理念および教育内容が硬筆中心であったかのような誤解を与えることに繋がったものと考えられる。

#### IV. 戦後における国語科「書き方」

すでに冒頭で述べたように、1947(昭和22)年の「学習指導要領 一般編(試案)」における毛筆は、この時新たに設けられた「自由研究」のなかで行われることになり、以下のように記載されている<sup>5)</sup>。

たとえば、鉛筆やペンで文字の書き方を習っている児童のなかに、毛筆で文字を書くことに興味を持ち、これを学びたい児童があったとすれば、そういう児童には自由研究として書道を学ばせ、教師が特に書道について指導するようにしたい。(文部省, 1947a, p.13)

下線部にみられるように、ここでは硬筆を「書き方」と称し、毛筆書字教育を「書道」と称している。さらに、「学習指導要領 国語科編(試案)(以下、「S22指導要領」)」では、「国語科としての指導」として、「話すこと(聞くことをふくむ)」、

「つづること（作文）」、「読むこと（文学をふくむ）」、「書くこと（習字をふくむ）」、「文法」の五項目に分類している。しかし、低学年、高学年に分けて示された具体的な学習指導については、書字教育は「書くこと」ではなく、「書きかた」と表記されて学習内容が記載されている。「書きかた」の目標について以下のように述べている。

書きかたは、鉛筆とペンと毛筆で、文字（ひらがな・かたかな・漢字・ローマ字）を書く技能を習得し、日常の生活で、文字表現をするばあいのことかかないようにする学習である。書く技能としては、文字を正しく書くことであり、読みやすく美しく書くことである。しかも、これらの文字は、いたずらに時間を長くかけることではなく、できるだけはやく書きあげることが望ましい。したがって、書きかた学習は、読みかたや作文の学習といっしょになって行われるものである。（文部省、1947b, p.51）

ここには、下線部のように「毛筆」の語句を見出すことができる。しかし、表2に示したように学習指導要領改訂前に発行されているおもな「書きかた」教科書の内容はほぼすべて硬筆教材であるかもしくは、一部に毛筆教材を含むものがあるだけである。また、教科書のタイトルにはほぼすべてに「書きかた」（「書方」、「書き方」の表記もあり）の語句を含んでいる。

これらの教科書の編集者が石橋啓十郎、井上桂園といった戦前から毛筆書字教育を先導してきた人物であることを鑑みれば、この時期の毛筆書字教育がいかに厳しい立場に置かれていたかを推察することができる。

表2「学習指導要領（試案）」改訂前に出版されたおもな「書き方」教科書

	編著者	題目	※	出版社	発行年
1	金田心象	かきかた	×	日本書籍	S25
2	井上桂園	良い子の書き方	×	大阪書籍	S26
3	西脇呉石	小学 書き方	×	春陽堂教育出版	S26
4	中村仁（編） 続木敏郎（書）	書き方の本	△	二葉	S26
5	石橋啓十郎（監修）	書き方	×	学校図書	S26
6	石森延男（編） 金田心象（書）	書き方	×	光村図書	S26
7	安藤新太郎 鈴木三省	小学校国語科硬筆 わたくしの書きかた	×	富士教科書	S25
8	藤田民次	新しい書き方	×	東京書籍	S26

（※毛筆教材の有無 △一部含む、×無し）

つまり、戦前の「小学校令施行規則」による片仮名表記の「書キ方」は毛筆書字教育であったが、戦後の「学習指導要領」における平仮名表記の「書きかた」は硬筆書字教育へと大きく変貌しているのだといえる。

その後、1947（昭和26）年に「学習指導要領（試案）（以下、「S26指導要領」）」は「一般編」と各教科ともに改訂され、学校選択として新たに毛筆「習字」が加えられることになった。

「一般編」において国語科は、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと（作文・書きかた・習字）」の四領域に分けられ、「書くこと」のみ、「作文」、「書きかた」、「習字」の三つの内容が示された。また、毛筆については、「課するとすれば、小学校の第4学年ごろから始めるのが適当」とされた。「S26指導要領 国語科編」の第5章「習字の指導」には以下のような記述がある。

小学校では、ペンや鉛筆による硬筆書き方を「書き方」といい、毛筆による書き方を「習字」と呼んでいる。ここでいう習字は、毛筆による書き方のことである。

ここで確認できるように、「S26指導要領」によって、毛筆「習字」、硬筆「書き方」という分類が明確にされている。これをうけて各社は「S26指導要領」に沿うかたちで毛筆教材を増強させた新教科書を発行し、4年次以降の教科書に硬筆と毛筆の分冊化を図った。たとえば、教育出版による1956

(昭和31)年発行の『標準 書き方 硬筆編』の巻末には「教師と両親の方へ」として「この書は、小学校国語科における硬筆書き方用の学習用教科書として編集されたものである」とあり、『同 毛筆編』には、「この書は小学校における毛筆習字の学習用教科書として編集されたものである」との記載がある。こうして、「書き方」は硬筆を、「習字」は毛筆を連想させる用語として定着することになった。

以上のように、書字教育の歴史を辿れば、「習字」は毛筆書字教育を指す用語として一貫しているのに対して、「書き方」については、戦前の片仮名表記の「書キ方」と戦後の平仮名表記の「書き方」とでは、その指し示す概念が異なっている。すなわち、国語科「書キ方」期においては、硬筆を一部含みながらも毛筆による書字教育を指していたものが、戦後の「書き方」になると硬筆による書字教育を示すものとして捉えられている。このように戦前から戦後にかけて「書キ方」と「書き方」の語句のもつ概念に変化が生じたのである。

それでは「書道」についてはどうであろうか。毛筆芸術主義の立場からすれば、戦前より毛筆書字教育に対する最も理想的な科目名称は、「書道」であった。学校教育関係の文献資料における「書道」の名称の使用例は少なく、明治20年代以降に僅かに確認することができる(市川ら, 1891, 水戸部, 1913)。

戦前において、積極的に「書道」の導入を訴えたのは、小倉師範、広島高等師範などで教鞭を執った石橋啓十郎である(鈴木, 2016b)。石橋(1922)は、芸術性を強調して「書道」を使用し、昭和戦前期に広く浸透させた。昭和初期になると、毛筆の再興の動きが高まり、田代(1934)や水戸部(1934)などの「書道」を冠した書籍が多く出版される。しかし、石橋(1938)は、毛筆書字教育の再興と国語科からの独立を図るため、芸術教育の印象の強い「書道」の呼称を断念し、「習字」の使用に舵を切り、独立科目としての芸能科「習字」の成立に大きく寄与した(鈴木, 2016b)。

戦後、奥山(1951)は、「元来書道という語は、芸術としての書を創作鑑賞する道を意味し、且人間修養道の一にも数えられる」として、芸術としての書道教育の意義を強調する。また、「習字」は室町時代から使用しているとするが、これに対して、前述のとおり「書方」は外国語「ライティング」の訳語であるとして石橋と同様にこれを批判的に

扱っている。

このように、戦後の国語科において、「習字=毛筆」、「書き方=硬筆」の区別が明確となり、双方ともに指し示す学習内容が限定的な用語となった。こうして、「書き方」は硬筆による実用主義的な色彩が強まり、戦前における国語科「書キ方」までもがその実態とは異なる印象に塗り替えられただけでなく、毛筆芸術主義の立場からの批判が強まっていくのである。また、「書道」については、戦前より「習字」以上に毛筆による芸術教育としての印象が強かったため、小学校における教科名としては議論の対象外に置かれがちであった。

## V. 明治大正期における「書写」の使用

冒頭で述べたように、久米(2004)では、「書写」がなじみのない用語であったとされている。その一方で、井上(1968)では、「書写」とは戦後の新語ではなく、戦前から使用されていたことが指摘されている。本節では、これまでみてきたような「習字」、「書キ方」、「書道」に対して、戦後に採用された「書写」使用の実態について、近代以降の文献から検討していきたい。

1958(昭和33)年の「書写」導入時の状況について、浅見(1984, pp.22-24)によれば、「書写」は明治期から使用された古い言葉として採用したのだという。実際に、1890(明治19)年の日本初の近代的な辞書とされる大槻(1890, p.508)で「習字」と「書道」の語句を見出すことはできないが、「書写」については、「書き写すこと」とある。

つぎに、文献資料において早い段階で「書写」の語句が確認できる例として明治20年代の三宅(1887, pp.30-31)を挙げることができる。ここでは、「習字に熟練せしむるには、(中略)筆法、結構の外に尚連書に巧ならざるべからず」、「故に是らの練習に供する為め時々文句、文章の書取又は書写をなさしむること必要なり」と述べている。ここでは、手本の字義を意識して書くことを「書取」、字形を意識して書くことを「書写」として使い分けている。また、東京高師教授であった黒田・木下(1891, pp.29-30)も、「習字科ニ於テハ其目的タル運筆ヲ巧ニシ且ツ速ニ書写セシムル傍ラ、読書・作文等ノ補助トナラシムル等相連絡扶持スルトキハ、其記憶ヲ強固ニシテ応用ニ達セシメ、学科ノ進歩ニ著大ナル効果ヲ収ムルコトヲ得ヘシ」と述べている。ここでも字形運筆を意識して速や

かに書く行為を「書写」として使用している。

また、国語科成立後の明治30年代に東京高師附属小主事であった佐々木（1902, pp.667-669）は、「習字は、技能科であるにせよ、国語書写上の技能であって、国語の一分科であるに相違なく、読書科などで授けた文字が、只一通り書き道だけを知って居るといふに止まらず、それが巧みに、美はしく書けるといふことを達するために分家を出して居るのに過ぎませぬ」と述べている。

また、前述の水戸部（1913, pp.517-518）の「将来の書方教授法」の章では、「世の中が段々と急がしくなつて来、日常の用務を弁ずるのに書写の迅速といふことを非常に要求して来て、従来の様に毛筆を以てゆっくりと文字を書いて居るなどといふことは到底許されなくなつた」と述べて、速書を想定した硬筆「書キ方」教授法の必要性を説いている。また、同書では、「仮令書写の用具が如何様に進歩し変遷するにしても、国字が現在の儘である以上は、毛筆を以て書写する一般の方法心得といふものは、如何なる用具の書写にも直ちにこれを適用することが出来る」と述べている。そのため、「此の点から見て毛筆書写の教授といふものは未だ決して之を軽々に看過すべからざるものであるを信じて、吾人は出来得るだけ之れに関する技能の方面と、教授法の方面との解説を努めた」と述べている。このように水戸部は、あらゆる筆記具を用いる場合の基礎として毛筆による書字教育の必要性を説き、毛筆を使用する場合に対しても「書写」の語句を多用している。

また、大正末期の佐藤（1926, pp.135-136）は、書字教育を「実用書」と「芸術書」に分けて論じており、「実用書」とは、「実用的作用即ち言語の固有音声と概念を表現する文字の知的方面との要求によって書写したもの」であり、「芸術書」とは、「書者の个性的情意表現と空間美時間美表出の作用たる文字の情意方面の要求によって書写した文字」であるとする。いずれにしても実用、芸術問わず、文字を書く行為を「書写」として称している。

以上みてきたように、明治および大正期の「習字」、「書キ方」においては、「書写」の語句はおもに文字を手書きする際、毛筆、硬筆を問わず字形を意識して書く行為を称して使用されていたことを確認することができる。

## VI. 毛筆芸術主義による「書写」の使用

次に、昭和初期から戦後に至るまでの毛筆芸術主義の立場からの「書写」の使用について確認したい。

まず、昭和初期における石橋（1938, pp.92-94）は、国定第四期教科書の特徴について、「新手本〔注：四期手本〕の特色として見逃しがたいのは書写体の採用と鑑賞教材の導入である」と述べており、筆写体を「書写体」と称している。筆写体は第四学年上から採用され、国定教科書の凡例においても、「本書の漢字は、古人の筆蹟、世間の慣用等を参酌して、書写に便なる体を選べり」、「ために多少其の体を異にするものあるを以て、こゝに読本所載の文字を掲げて参考に資せんとす」とあり、毛筆教材に「書写」の語句を用いている（文部省、1936）。

そのほか毛筆芸術主義の代表的理論である辻本（1931, 序p.1）には、奈良師範の前任であり、辻本九華の義兄である辻本史郎が序文を寄せている。史郎は、硬筆について下記のように述べている。

書写の本質的価値拡充は毛筆書方教育の徹底に待つより外に道がないのである。こゝに小学校書き方教育の根底があり、書方教育の本質的価値が存在する所以である。ペン習字の如きは、書方教育としては全くその末枝に過ぎぬもので、言はゞ練習応用的価値をもつのみである。

こうした硬筆を軽視する立場からの「書写」の使われ方は、教科の領域名を指し示す場合の「書キ方」や「書き方」、「書方」、「習字」よりも広い概念を指しているものと推察できるが、ややそれぞれの語句が混用されているようにも受け取れる。こうした硬筆軽視の主張は、史郎だけでなく九華も本文中に同様の見解を述べており、「真の書方教育は、毛筆書写を本体とせねばならぬ」、「真の書方教育に徹底すれば必らず実用になる」、「毛筆に徹底すれば、硬用〔注：筆の誤字〕に應用することは何の苦もない」として毛筆の優位性を主張している（辻本、1931, pp.69-70）。

東京高師附属小で水戸部の後任であった水島（1938, p.25）は、従来の国語科「書キ方」を否定して、国民精神と結びつけて下記のように論じている。

千数百年の長い歴史と慣習を持って、我国文化と完全に融合し且之を培ひ或は表現して来た書道は、将来に於ても日本文化の上から離れることは出来ない。従って我国の教育に於ては、書方教育によって父祖代々修練し来れる心性の陶冶を為し、芸術的情操を啓培し、国民精神を涵養し、同時に書写の芸能を磨き、国民生活に必須なるものに関する知識を習得すべきである。

ここでは、「書道」を最も広い概念として捉えて、教科領域名としての「書方」そしてその教育内容の一つとしておもに字形運筆を「書写」として使用していると思われる。ここでもそれぞれの指し示す概念が曖昧でそれぞれの語句が混用されている。

こうしたなか、1941（昭和16）年の「国民学校令」第4条により毛筆書字教育の科目名称は、芸能科「習字」となった。ここでの教育目標は、「国民学校令施行規則」第15条において、「芸能科習字ハ文字書写ノ技能ヲ修練セシメ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ国民的情操ヲ醇化スルモノトス」とされた。この目標は、石橋（1938, pp.31-32）によって「教授目的の具体的提唱」として掲げられた下記の文章を基盤としている。

国民普通教育に於ける書方習字科は国民的書能力の本質的陶冶をなすと共に書道に対する正しき理解と体験をつましめ、併せて習字による精神修養をなさしめるを以て目的とす。

この目的について、石橋は、第一「国民書写力の本質的陶冶」、第二「書道の理解と体験」、第三「精神的修養」に分割して解説している。ここでも、「書写」、「書道」、「習字」の使い分けが明確ではない。ただし、石橋（1938, pp.32-33）が、第一の目的について、「書能力の本質的陶冶といふことは毛筆習字による鍛錬が必要である」とし、硬筆に対する毛筆の重視を訴えている。それは、芸術と実用という「二律背反の目的観を止揚統一して、真に国民書写力の向上を図る」と訴えていることから、「書写力」が、「実用と芸術」、「硬筆と毛筆」という二項対立を乗り越えるべく使用されていると見做すことが可能である。

このような「書写」の使用は、戦後の1958（昭和33）年の「書写」成立までの昭和20年代にも継

承されていた。たとえば、戦後の「S22指導要領」の時期の「書きかた」教科書である井上（1951）では、巻末「指導される方へ」「三、本書の目標」として「1. 書写の姿勢が整い、自然に楽に、しかも能率的書写ができる」ことを目標として掲げて「書写」の語句が使用されている。

また、「S26指導要領」の時期の指導書では、「習字教育の使命」として、「単なる書技の教育だけに終わることなく、一切の教科の基本になる書写能力を高め、さらに文字や文章を学ぶことを中心として、児童、生徒の社会性、人間性を助成して行くところに習字教育の真の使命がある」と述べている（「新しい書き方」研究会、1953）。ほかにも、この時期の「書きかた」に関する文献においては、「書写」の表現を多数確認することができる。以上のことから学校教育において字形を意識しながら手書きで文字を書く行為を幅広く捉えて「書写」とすると表現することは一般的であったと考えることが可能である。

## VII. 結びにかえて

以上、本研究においては、現在の国語科の一領域である「書写」が成立した背景を探るため、書字教育に関する科目名称の変遷を辿ってきた。

本研究によって得られた成果は以下のとおりである。

まず、一点目として、毛筆芸術主義による「書き方（書き方）」批判について、戦前の「書き方」が欧米の“writing”の訳語であり、その教育理念が毛筆書字教育を衰退させたという主張は妥当とはいえず、実際は「習字」も筆記具の相違こそあれ欧米の教育課程に基づいた科目名称であったことを確認した。

現代において社会教育として行われる毛筆書字教育機関は、「習字」教室、「書道」教室などと呼ばれている。また、「習字」については、硬筆書字教育をペン「書道」とは言わず、ペン「習字」と呼ぶように「習字」については、広義には硬筆を含める場合もみられる。しかし、書字教育の科目名称の変遷を辿れば、昭和戦前期における芸能科「習字」がほぼ毛筆のみの教育であったことに加え、戦後、硬筆を「書き方」、毛筆を「習字」と呼んだことにより、「習字」も当初は欧米のペンマンシップに対応する訳語であったという印象が弱められ、「習字＝毛筆」という図式が形成されること

に繋がったのだといえる。

二点目として、戦前の「書き方」は一貫してその学習内容は、毛筆書字教育であったが、戦後の「書きかた」は、毛筆「習字」と区別されるようになり、硬筆書字教育を意味するようになっていたことを確認した。戦後の「S22指導要領」、「S26指導要領」によって「毛筆＝習字」、「硬筆＝書き方」という図式が定着し、「習字」、「書き方」はその指し示す概念が限定的となり、これらを統合した科目名称としては相応しくないものとされたと考えられる。

その一方で、「書写」は教科名としてはなじみのない語句であったが、一般的に書字行為を指す語句として明治期から多用されていた。これは、大正期以降に硬筆が普及した後も同様であり、毛筆と硬筆、書字教育の芸術性と実用性を幅広く含めて捉える用語として機能していたのである。

それでも、「書写」になじみがないと否定的に捉えられる要因の一つとして、戦後新たに誕生した科目名である「図画工作」や、中学校における「技術家庭」などと異なり、「書写」が国語科における一領域の呼称であり、教科名でないことが挙げられる。また、二つめに、「書写」が「学習指導要領」に使用される用語となってから約60年の歳月が経った現在、字形を意識して文字を書く行為を「書写する」と表現することが一般的でなくなっていることも挙げられる。こうした戦後の「書写」の科目名称に関する詳しい分析については、今後の課題として引き続き検討していきたい。

## 謝辞

本研究の一部は、習字教育財団による学術研究助成をうけたものである。

## 注

- 1) 本研究では、「習字」、「書道」、「書き方」、「書写」などを包括する概念として以下に「書字教育」と称する。
- 2) 本研究では、毛筆書字教育の芸術性を重視し、国語教育からの独立を主張する立場を「毛筆芸術主義」と称する。
- 3) 本研究の引用部における下線部はすべて引用者によるものである。
- 4) 本田小一との共著であるが、執筆した担当箇

所が不明瞭であり、水戸部の『教育研究』に掲載された論文と重複する内容が多いため、本研究においては便宜上、水戸部の論として引用する。

5) 中学校では「習字」が課されている。

## 参考文献

- 秋岡新太郎 (1891). 『小学校習字科教授法』. 岡山：秋岡新太郎.
- 浅見喜舟ほか (1984). 「近代学校教育における習字（書写）書道教育の歩み」. 加藤達成（編）. 『書写・書道教育史資料 第二巻教科書史』（pp22-24）. 東京：東京法令.
- 「新しい書き方」研究会 (1953). 『改訂「新しい書き方」学習指導の研究 小学校四、五、六年用』. 東京：東京書籍
- チャールス・ノルゼント, ファン・カステール訳 (1878). 『教師必読』. 東京：長尾景弼.
- デウキット・ペーキンス・ページ, ファン・カステール訳 (1876). 『彼日氏教授論』. 東京：内田弥兵衛.
- 藤田祐介 (2000). 「占領期における小学校書教育の展開とCIE一廃止と復活運動への対応をめぐって」. 『戦後教育史研究』. 14, 1-16.
- 藤田祐介 (2001a). 「占領期の書教育「復活」をめぐる政治過程—利益団体としての書道関係団体の活動に焦点を当てて—」. 『日本教育行政学会年報』. 27, 126-138.
- 藤田祐介 (2001b). 「占領期における書教育の存廃論議について—「復活」課程におけるその展開と帰結」. 『教育学研究集録』. 25, 45-54.
- 市川萬庵ら (1891). 「書家ノ建議」. 『教育報知』. 272, 14-15.
- 稲富栄次郎 (1944). 『明治初期教育思想の研究』. 東京：創元社.
- 井上治夫 (1968). 「毛筆書写の教育」. 『京都教育大学教育研究所所報』. 14, 66-72.
- 井上桂園 (1951). 『良い子の書き方 6年』. 広島：広島図書.
- 石橋啓十郎 (1922). 「書道教授の革新案」. 『学校教育』. 111, 75-82.
- 石橋啓十郎 (1938). 『教育書道の理論と実際』. 東京：東洋図書.
- 石橋啓十郎 (1958). 『書道概論』. 東京：岩崎書店.
- 貝原益軒 (1961), 石川謙校訂. 『養生訓・和俗童

- 子訓』。東京：岩波書店。
- 小泉又一・乙竹岩造 (1907). 『小学校各教科教授法』。東京：大日本図書。
- 久米公 (2004). 「文字を書くことの意義と書写教育の意義」, 全国大学書写書道教育学会 (編) 『書写指導 小学校編』。東京：萱原書房。
- 黒田定治・木下邦昌 (1891). 『教授術』。東京：文学社。
- 松本仁志 (1988). 「書写教育史研究—国定『尋常小学書キ方手本』(第一期本～第三期修正本)の意義と史的位置—」. 『書写書道教育研究』, 2, 66-72.
- 水戸部寅松・本田小一 (1913). 『小学校教授用書法及書方教授法』。東京：目黒書店。
- 水戸部寅松 (1934). 『書道精説と書方の新指導法』。東京：啓文社。
- 三宅米吉 (1887). 『習字教授案』。東京：原亮三郎。
- 水島修三 (1938). 『小学教育大講座5 書方教育』。東京：非凡閣。
- 望月久貴 (2007). 『明治初期国語教育の研究』。広島：溪水社。
- 文部省 (1904). 『国定教科書編纂趣意書』。東京：文部省。
- 文部省 (1936). 『小学書方手本 四学年上』。東京：文部省, 1936年, 凡例。
- 文部省 (1947a). 『学習指導要領 一般編 試案』。東京：文部省。
- 文部省 (1947b). 『学習指導要領 国語科編 試案』東京：文部省。
- 信廣友江 (2006). 『国民学校「芸能科習字」』。東京：出版芸術社。
- 信廣友江 (2011). 『占領期小学校習字—戦後書教育の出発点—毛筆習字の排除と復活をめぐる攻防』。東京：出版芸術社。
- Northend, C. (1874). *Theory and Practice of Teaching*. New York and Chicago: A.S. Barnes & Company.
- 奥山宇七 (錦洞) (1951). 「書道教育の変遷」. 『三重大学学芸学部研究所研究紀要』, 5, 1-9.
- 奥山錦洞 (1953). 『日本書道教育史』。東京：清教社。
- 大槻文彦 (1890). 『日本辞書 言海 第三冊』。東京：大槻文彦。
- Page, D.P. (1885). *Teacher's Assistant*. New York and Chicago: A.S. Barnes & Company.
- 佐々木吉三郎 (1902). 『国語教授撮要』。東京：育成会。
- 佐藤隆一 (1926). 『書の科学及書の教授』。東京：文書堂。
- 杉山勇人 (2014). 「昭和31・32年度教育課程審議会における「毛筆習字」再編論議」. 『鎌倉女子大学紀要』, 21, 55-58.
- 鈴木貴史 (2013). 「明治学制期における書字教育の質的転換」. 『東京福祉大学・大学院紀要』, 3 (1), 67-74.
- 鈴木貴史 (2015). 「明治初期における書字教育の技能教育化」. 『国語科教育』, (78), 37-44.
- 鈴木貴史 (2016a). 「国定第四期『小学書方手本』の国語科教科書としての意義—手本における語義に着目して—」. 『人文科教育研究』, 43, 97-111.
- 鈴木貴史 (2016b). 「石橋啓十郎の教育書道論」. 教育史学会第60回発表資料 (2016/10/1 於：横浜国立大学)
- 田代其次 (秋鶴) (1934). 『教育書道要説』。東京：賢文館。
- 辻本兵一郎 (九華) (1931). 『習字教育詳説』。東京：目黒書店。
- 全国大学書写書道教育学会 (1990). 『書写指導 小学校編』。東京：萱原書房。